

国立大学法人佐賀大学臨時職員給与規程

(平成16年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学臨時職員就業規則(平成16年4月1日制定。以下「臨時職員就業規則」という。)第18条の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)に勤務する臨時職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学に勤務する臨時職員のうち、臨時職員就業規則第2条に規定する臨時職員(以下「臨時職員」という。)について適用する。

(給与の種類)

第3条 臨時職員の給与は、次の各号に掲げる臨時職員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与とする。

(1) 日々雇用職員 本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、緊急手術手当、夜勤手当、宿日直手当、夜間診療手当、オンコール手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 時間雇用職員 本給、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び休日給

(給与の支給)

第4条 本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、緊急手術手当、夜勤手当、宿日直手当、夜間診療手当及びオンコール手当は、その月の分を翌月17日(以下この項、第3項及び第8条において、毎月17日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日(その日が休日(国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年4月1日制定)第13条に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日(その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日)に、支給定日が休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日(以下この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 非常勤講師の給与については、契約時間数に対する時間給制とし、月の初日から末日までの勤務時間数に応じて、翌月の支給定日に支給する。

(給与の支払方法)

第5条 臨時職員の給与は、その全額を通貨で、直接臨時職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき臨時職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、臨時職員が給与の全部又は一部につき臨時職員の預貯金口座へ振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、給与の支給に関し、必要な事項は、国立大学法人佐賀

大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。）の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例に準じるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第6条 第14条に規定する日々雇用職員の勤務1時間当たりの給与額は、その者の日給の額を、定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。

（端数の処理）

第7条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（給与の計算期間）

第8条 臨時職員の給与の計算期間は、月の初日からその月の末日までとし、本給、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、夜間診療手当及びオンコール手当は、翌月の支給定日に支給する。

2 前項に規定する手当の支給を開始し、若しくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月以降の支給定日においてその差額を追給し、又は控除する。

第2章 本給

（本給の決定）

第9条 日々雇用職員の本給は、日給とし、国立大学法人佐賀大学職員給与規程（平成16年4月1日制定。以下「職員給与規程」という。）に定める基準に準じて算出した本給の月額をもとに次の算式によって算出した額の範囲内の額とする。

$$\text{日給の額} = \frac{\text{本給の月額} \times 12}{52 \times 38.75} \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$$

2 時間雇用職員の本給は、時間給とし、職員給与規程に定める基準に準じて算出した本給の月額をもとに次の算式によって算出した額の範囲内の額とする。

$$\text{時間給の額} = \frac{\text{本給の月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

3 前2項の本給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間及び勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の本給表に属する他の臨時職員に比して著しく適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、職員給与規程第19条に定める常勤職員の例に準じて、本給の調整額相当を含んだ本給の額を適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、医員、医員（研修医）その他特定の研究又は研究経費等の下に雇用される臨時職員の本給の額は、別に定める。

（高年齢者雇用の臨時職員の本給の決定）

第9条の2 国立大学法人佐賀大学臨時職員人事規程（平成16年4月1日制定。以下「臨時職員人事規程」という。）第6条の規定に基づく高年齢者雇用（以下「高年齢者雇用」という。）前に日々雇用職員として在職していた者の本給は、日給とし、日給の額は、平成18年3月31日時点の職員給与規程の給与表を適用することとした場合のその者の属する職務の級の1級上位の職務の級の最低の号俸の額を超えない最上位の号俸

を，平成18年4月1日の切り替えを行った級号俸の本給の月額をもとに次の算式によって算出した額の範囲内の額とする。

$$\text{日給の額} = \frac{\text{本給の月額} \times 12}{52 \times 38.75} \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$$

- 2 高年齢者雇用前に時間雇用職員として在職していた者の本給は，時間給とし，時間給の額は，臨時職員人事規程第6条第4項後段の規定に基づき，平成18年3月31日時点の職員給与規程の給与表を適用することとした場合のその者の属する職務の級の1級上位の職務の級の最低の号俸の額を超えない最上位の号俸を，平成18年4月1日の切り替えを行った級号俸の本給の月額をもとに次の算式によって算出した額の範囲内の額とする。

$$\text{時間給の額} = \frac{\text{本給の月額} \times 12}{52 \times 38.75}$$

- 3 前2項の本給の月額が，職務の複雑，困難若しくは責任の度又は勤労の強度，勤務時間及び勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の本給表に属する他の高年齢者雇用の臨時職員に比して著しく適当でないとき認めるときは，その特殊性に基づき，国立大学法人佐賀大学再雇用職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「再雇用職員就業規則」という。）第13条に定める再雇用職員の例に準じて，本給の調整額相当を含んだ本給の額を適用する。

（給与の改定）

第10条 給与の改定は，次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時職員の本給は，職務の内容その他勤務条件に変更が生じた場合には，前条の定めにより改定するものとする。
- (2) 職員給与規程及び再雇用職員就業規則に定める本給及び諸手当が改正された場合には，常勤職員及び再雇用職員の例に準じて，適用日からそれぞれ改定することができるものとする。

第3章 諸手当

（住居手当）

第11条 日々雇用職員（医員及び医員（研修医）は除く。）のうち，雇用予定期間が3月未満の者及び高年齢者雇用の者を除き，勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様のものについては，職員給与規程第24条に定める常勤職員の例に準じて，住居手当を支給する。

（通勤手当）

第12条 1月以上の期間を定めて雇用される臨時職員には，職員給与規程第25条に定める常勤職員及び再雇用職員就業規則第14条に定める再雇用職員の例に準じて，通勤手当を支給する。

- 2 臨時職員が本学の学生の場合は，授業期間中の通勤手当は支給しない。

（特殊勤務手当）

第13条 著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で，給与

上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する臨時職員については、職員給与規程第27条から第33条に定める常勤職員及び再雇用職員就業規則第14条に定める再雇用職員の例に準じて、特殊勤務手当を支給する。

（給与の減額）

第14条 日々雇用職員が定められた勤務時間内において勤務しなかった場合には、その勤務しなかった時間数（有給の休暇として取り扱われた時間数を除く。）に対し、その者の勤務1時間当たりの給与額に乗じて得た額を、その日給額から減額するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、常勤職員の例によりその給与期間（月の初日から末日までとする。）における勤務しなかった全時間数についての端数計算を行うものとする。

2 時間雇用職員については、勤務しなかった時間数（有給の休暇として取り扱われた時間数を除く。）に対してその者の時間給額を乗じて得た額を減額するものとする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、前項の例に準じて取り扱うものとする。

（超過勤務手当及び休日給）

第15条 臨時職員就業規則第26条により、所定の勤務時間を超え、又は法定の休日勤務を命ぜられた臨時職員には、職員給与規程第39条及び第40条に定める常勤職員及び再雇用職員就業規則第14条に定める再雇用職員の例に準じて、超過勤務手当及び休日給を支給する。この場合において、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内における超過勤務については、時間雇用職員については時間給と同額を支給する。

（緊急手術手当）

第15条の2 緊急手術手当は、医学部附属病院において診療業務に従事する日々雇用職員（医員及び医員（研修医）に限る。）が、所定の勤務時間以外の時間又は休日として規定されている日において、2時間以上の緊急手術又は分娩の処置の業務に従事した場合、その勤務1回につき、医員は20,000円、医員（研修医）は10,000円を支給する。ただし、緊急手術手当を支給する場合は、前条に規定する手当は支給しない。

（夜勤手当）

第16条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた日々雇用職員には、その間に勤務した全時間に対し、職員給与規程第41条に定める常勤職員及び再雇用職員就業規則第14条に定める再雇用職員の例に準じて、夜勤手当を支給する。

（宿日直手当）

第17条 宿日直勤務を命ぜられた日々雇用職員には、職員給与規程第42条に定める常勤職員及び再雇用職員就業規則第14条に定める再雇用職員の例に準じて、宿日直手当を支給する。

（夜間診療手当）

第17条の2 夜間診療手当は、医学部附属病院において診療業務に従事する日々雇用職員（医員に限る。）のうち交替制勤務により夜間診療業務に従事した場合、職員給与規程第30条の2に定める常勤職員の例に準じて、夜間診療手当を支給する。

(オンコール手当)

第17条の3 オンコール手当は、医学部附属病院において診療業務に従事する日々雇用職員(医員に限る。)を宿日直医師からの要請による緊急の診療業務に備えるため自宅等に待機させた場合、職員給与規程第30条の3に定める常勤職員の例に準じて、オンコール手当を支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第18条 日々雇用職員(医員及び医員(研修医)は除く。)については、その者の日給額に21を乗じた基本給月額に所定の割合を乗じて得た額の範囲内の額を期末手当及び勤勉手当として、職員給与規程第44条及び第45条に定める常勤職員の例に準じて支給するものとする。

2 高年齢者雇用の臨時職員のうち、臨時職員人事規程第6条第2項の規定に基づき、読み替えて適用する再雇用職員就業規則第2条のフルタイム勤務職員及び短時間勤務職員については、再雇用職員就業規則第14条の規定に定める再雇用職員の例に準じて期末手当及び勤勉手当を支給するものとする。

(この規程により難しい場合の措置)

第19条 この規程の実施に関し必要な事項は、常勤職員及び再雇用職員の例に準じるもののほか学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(研修医手当及び専門医研修手当)

2 当分の間、医員(研修医)が臨床研修に専念できるよう、また、医員が専門医研修に専念できるよう適切な処遇を確保するため、第3条第1号に掲げるもののほか、次の区分により研修医手当及び専門医研修手当を支給するものとする。

(1) 医師臨床研修1年目の者	月額	120,000円
(2) 医師臨床研修2年目の者	月額	130,000円
(3) 専門医研修1年目の者	月額	30,000円
(4) 専門医研修2年目の者	月額	15,000円
(5) 歯科医師臨床研修1年目の者	月額	30,000円
(6) 歯科専門医研修1年目の者	月額	65,000円

3 研修医手当及び専門医研修手当は、これを受けている者にその月額を変更すべき事由が生ずるに至った場合においては、その事由の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定するものとする。

4 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合には、その月の手当は支給しない。

5 平成17年12月1日から平成18年3月31日までの間、規程第10条第2号の規定にかかわらず、改正前の国立大学法人佐賀大学職員給与規程に定める基準によるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第18条の規定の適用については、国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年5月29日制定）による改正後の職員給与規程附則第2項による読替え後の同規程第44条及び第45条の規定を準用する。

附 則（平成16年7月20日改正）

この規程は、平成16年7月20日から施行し、平成16年6月1日から適用する。

附 則（平成16年10月5日改正）

この規程は、平成16年10月5日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年3月15日改正）

この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成17年11月30日改正）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日改正）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年4月1日に、平成17年度から引き続き雇用された臨時職員で、その者の受ける本給が平成17年度において受けていたとみなす本給（平成17年12月1日に常勤職員に適用された給与改正に準じて適用したものと得られる本給をいう。）に達しないこととなる臨時職員には、本給のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成19年3月29日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月19日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日改正）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月12日改正）

この規程は、平成20年12月12日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年3月23日改正）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日改正）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。